



省エネ法の改正

改正概要（平成22年4月施行）
と計画書作成支援ツールの紹介

I. 改正概要

1. 建築に係る届出

改正前

【2,000㎡以上の建築物】

- 新築・増改築及び大規模修繕の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
- 省エネ措置が著しく不十分な場合
→指示・公表

【2,000㎡未満の建築物】

- 届出に係る規定なし

改正後

【2,000㎡以上の建築物】

- 第一種特定建築物とし、新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
- 省エネ措置が著しく不十分な場合
→指示・公表・命令（罰則）

【300㎡以上の建築物】

- 第二種特定建築物とし、新築・増改築の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
- 省エネ措置が著しく不十分な場合
→勧告

I. 改正概要

2. 維持保全状況の届出

改正前

- 【2,000㎡以上の建築物】
- 上記の届け出た省エネ措置に関する維持保全状況を所管行政庁に定期報告
 - 維持保全状況が著しく不十分な場合
→勧告

- 【2,000㎡未満の建築物】
- 届出に係る規定なし

改正後

- 【2,000㎡以上の建築物】
- 第一種特定建築物**の省エネ措置の維持保全状況を所管行政庁に定期報告
 - 維持保全状況が著しく不十分な場合
→勧告

- 【300㎡以上の建築物】
- 第二種特定建築物**（住宅を除く）の省エネ措置の維持保全状況（空気調和設備等の措置に限る）を所管行政庁に定期報告
 - 維持保全状況が著しく不十分な場合
→勧告

Ⅱ. 計画書作成支援ツールの紹介

1. BEST（省エネルギー計画書作成支援ツール）の特徴

BEST専門版プログラムの計算エンジンを用いながら、簡単な入力で精度の高い年間エネルギー消費量計算を行い、改正省エネ法にも対応可能なPALやCECに相当する数値を算出可能なフリーソフト

- ①適用規模は300～5,000m²。住宅（共同住宅等含む）は除く
- ②入力に必要な項目は基本情報、建築情報、空調、換気、照明、給湯など約50項目程度
- ③建物の規模や形状にもよるが、30分程度で計算可能
- ④建築平面は矩形だけに限定。形状をデフォルトして入力が必要
- ⑤届出書や省エネルギー計画書を自動的に作成

Ⅱ. 計画書作成支援ツールの紹介

2.BEST (省エネルギー計画書作成支援ツール) の画面

